

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日（）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 千代土地改良区の成立
家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の
実施

◇教委告示 定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第四百五十号

鳥取市倭文四一二番地の四 加藤重蔵ほか七十七人の
者から申請のあつた千代土地改良区は、土地改良法（昭
和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和
三十九年七月二十四日成立した。

昭和三十九年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
て、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防
法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基
づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし生後五十日以内のもの及び分べん前後一月
以内のものを除く。
- 四 実施の期日
昭和三十九年七月二十七日から八月二十六日まで
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年七月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治朗

一 日時 昭和三十九年八月四日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 県立学校長人事について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町